



大会の基調

はじめに

(1) 「全国人権・同和教育研究大会（滋賀大会）を、 滋賀県人権教育研究大会につなぐ重要な大会として」

「第62回滋賀県人権教育研究大会」は、半世紀ぶりの滋賀県開催の「第70回全国人権・同和教育研究大会」と重ねて、2018年11月17日・18日、大津市をはじめ草津市、栗東市、守山市、野洲市、近江八幡市の各会場で開催しました。

滋賀県実行委員会では「淡海から つながる ひろげる ヒューマンネット」を現地テーマに掲げ、あらゆる差別問題の解決に向けて大会開催を契機とした①滋賀の人権課題解決のためのネットワークの構築 ②人権・同和教育の次世代への継承 ③人権・同和教育推進のためのシステムの確立—を目標として取り組み、大会では全国から8,000名を超える参加者が「事実と実践」に基づいた議論・交流を深めました。

地元滋賀からは、全体会・分科会討議や業務支援をあわせて3,200名が大会に参加しました。全体会のオープニングでは、和太鼓衆「当為」が和太鼓演奏を、滋賀朝鮮初級学校が舞踊と歌を発表しました。また全体会では、若い世代の3名が「地元特別報告」を、「分科会」では県内各地・各校種から23本の実践報告を、「特別分科会」においては2つの講座をとおして、それぞれ滋賀の実践を全国に発信しました。さらに、県内各地の人権文化を県内外に発信し共有する機会として企画した「展示と交流」では、630名が参加しました。

今年、第63回滋賀県人権教育研究大会のねらいは、第70回全国人権・同和教育研究大会（滋賀大会）を契機に発信し、共有してきた貴重な成果（「宝」）を、滋賀の人権課題の解決や人権教育の広がりや深まりにつなげていくことにあります。前記の「大会開催を契機とした3つの目標」に継続して取り組み、具体的実践を切りひらく大会にしていきましょう。

(2) 「差別の現実から深く学び、生活を高め、 未来を創造する教育を確立しよう。」

2019年は、「同和对策事業特別措置法」が制定された1969年から50周年の節目の年です。

1965年に出された「同和对策審議会答申」（以下「同対審答申」）は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、（中略）これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べ、部落問題の解決にむけた課題を明確に示しました。

その後、この答申をふまえた「同和对策事業特別措置法」をはじめとする「特別措置法」に基づく行政施策が33年にわたり続けられ、現在の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）に至っています。「同対審答申」は、日本における人権政策の根幹をなすものであり、その精神は世界人権宣言をはじめとする人権の確立をめざす国際的な潮流とも合致しています。

また、2019年は「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」）の施行から3年目となり、さらなる「法」の周知徹底と具現化に向けた取り組みをすすめることが何よりも重要です。法律では、「現在もなお部落差別が存在する」と部落差別の存在を認知するとともに、その解決のために、国や地方公共団体の責務についても明記しました。

この「法律」は、「同対審答申」の理念を具体的に推しすすめ、部落差別のない社会を実現するための力となります。大会に参加する私たち一人ひとり、現存する部落差別と

向きあい、それを温存する社会意識や社会のしくみに目を向けなければなりません。そしてそれを変革することが、自分も含めたすべての人の幸せにつながることを確認したいと思います。

さらに 2019 年は「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連で採択された 1989 年から 30 年目、日本政府が批准した 1994 年から 25 年目にあたります。

今日、社会における格差が広がり貧困問題が深刻化しています。それは、子どもたちのくらしや学力、将来的な展望にも深刻な影響を与えています。また、排外的で不寛容な風潮も広がりを見せています。排外主義に基づく在日外国人に対するヘイトスピーチ（憎悪扇動）、原発事故に伴う避難住民に対する誹謗やその子どもたちに対するいじめなど、私たちがめざしてきた社会と相反する状況も見られます。これらの課題を解決するためにも、これまで同和教育で培ってきた学びを活かして取り組むことが求められています。

部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するために、私たちは、自己実現を阻害され、不安や憤りの中で生きざるを得ない人たちの立場に立った実践を学校園所・地域ですすめていきます。また、県内のさまざまな分野で反差別・人権確立に向け取り組んでいる行政・企業・NPO 等の関係機関、団体とも連携し、人権を尊重する社会をつくっていきます。

今大会を通して、「一人も排除しない」「一人も差別しない」共生社会の実現に向けて、取り組みをさらに前進させましょう。

1. 国際的な人権確立の潮流と、国内・県内の動き



（1）人権の保障を世界平和の基礎として

今年、国連で世界人権宣言(1948 年)が採択されて 71 年目です。この宣言は、第 2 次世界大戦中の人権侵害や迫害を二度と繰り返さないことを決議したものです。それはまた、差別撤廃と人権確立を求めてきた人類の努力が集大成されたものです。この宣言の基本精神は、差別を撤廃し、人権を確立することによって、人類共通の願いである恒久平和を実現することです。

戦後の国際社会においては、人権の保障が世界平和への基礎であるとして、民族の壁や国境を越えて、人権が尊重される共生・共存の社会をめざした努力が続けられてきました。女性、子ども、障害者、先住民族、少数民族などの人権確立・拡大の取り組みがすすめられ、国連では現在 32 の人権諸条約を批准しています。

また、1995 年から 2004 年まで取り組まれた「人権教育のための国連 10 年」が「人権教育のための世界プログラム（世界計画）」として引き継がれ（2015 年から 2019 年は第 3 段階）、国際社会は人権確立をめざす流れの中にあります。





しかし、現在もいくつかの国・地域では、戦争・紛争、そして偏見や差別による過酷な人権抑圧などによって多くの命が奪われています。また、難民・移民に対して、差別と偏見、憎悪と排斥を容認するような雰囲気さえ漂っています。現在、日本が直面している諸問題や今後私たちがすすむべき方向について、慎重かつ積極的な論議が必要です。私たちは、今こそ「自由と平等」そして「平和」を実現するために、世界人権宣言が示す精神に立ち戻らなければなりません。

(2) 国内の動き

日本国憲法は、第9条で「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」、第11条で「基本的人権の享有」、第25条で「生存権、国の社会的使命」、第26条で「教育を受ける権利、教育の義務」を規定し、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という「法の下での平等」を保障しています。

日本は、1994年に「子どもの権利条約」、1995年に「人種差別撤廃条約」などをはじめとして、国連の14条約を批准しました。また、「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)を受けて1997年に「国内行動計画」を発表し、学校教育、社会教育、企業などあらゆる場を通じた人権教育を推進してきました。

さらに、2000年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、2002年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。この基本計画に基づき、人権教育・啓発のより一層の推進をめざしています。

また、このような人権確立の潮流を見据え、現実の社会に存在する偏見や差別をはじめとするさまざまな問題の解決にむけて取り組むことが求められています。

(3) 滋賀県の動き

滋賀県では、2001年4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、2003年3月には「滋賀県人権施策基本方針」が策定されました。今後の人権教育・啓発をすすめる

- 1996年 「地域改善対策協議会の意見具申」
「人権擁護施策推進法」
- 1997年 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」
「国内行動計画」
- 1999年 「男女共同参画社会基本法」
「外国人登録法の一部を改正する法律」
- 2000年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」
「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」
「ストーカー行為等の規制等に関する法律」
- 2001年 「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」
(人権が侵害された場合の被害者救済に関する答申)
- 2002年 「人権教育・啓発に関する基本計画」
- 2005年 「個人情報保護に関する法律」 全面施行
「犯罪被害者等基本法」
- 2006年 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 (高齢者虐待防止法)
- 2007年 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」 (男女雇用機会均等法) 改正
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (DV防止法) 改正
- 2008年 「国籍法の一部を改正する法律」
「児童虐待の防止等に関する法律」 改正
「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」 改正
「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」
「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」
- 2009年 「子ども・若者育成支援推進法」
- 2011年 「障害者基本法の一部を改正する法律」
- 2012年 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- 2013年 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」
- 2014年 「いじめ防止対策推進法」
「子どもの貧困対策に関する大綱」
- 2016年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法)
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 (ヘイトスピーチ対策法)
「部落差別の解消の推進に関する法律」 (部落差別解消推進法)
- 2019年 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」
「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」

ための計画として「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」（2004年3月）が策定され、2011年3月には「滋賀県人権施策推進計画」として改定されました。

また、これまでの成果を踏まえ、社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行い、「滋賀県人権施策推進計画」は、2016年3月に再度改定され、人権施策の一層の推進を図っています。

さらに、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が2019年4月1日より施行されました。

県教育委員会は、「人権教育推進プラン」を2012年3月に改訂し、人権教育の積極的な推進にむけ取り組んでいます。また、1997年には「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」を出すとともに、2005年7月には「外国人児童生徒に関する指導指針」を出し、外国人児童生徒の教育の充実に向けた取り組みをすすめてきました。さらに、2019年3月に、「第3期滋賀県教育振興基本計画」を策定し、2023年度までに取り組むべき教育施策を定め、「子どもの自尊感情の育成」および「人権教育の推進」を掲げています。

2. 滋賀県人権教育研究大会の役割と意義



（1）同和問題の解決に大きな役割を果たしてきた滋賀県同和教育研究大会

1957年11月、第1回滋賀県同和教育研究大会が大津市・彦根市で開催されました。以来、半世紀以上にわたる本研究大会は、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」をテーマに、広く県内の同和教育の研究と実践を交流し深めあうとともに、同和問題が提起する保育・教育課題の解決に大きな役割を果たしてきました。

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。（中略）その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である（後略）」とする同和对策審議会答申（1965年）と、それを受けた「特別措置法」の制定は、教育、行政、運動、住民、それぞれの取り組みのほずみとなりました。

同和教育は、保育・学校教育分野と社会教育分野の両分野で推進され、本大会は、これまで同和問題の解決をはかる保育・教育内容の創造や進路保障の取り組み、学力保障や「荒れ」を克服していく集団づくり・自主活動、家庭・地域・社会教育関係団体・企業の取り組み等について、その実践の成果と課題を明らかにし、県民の同和問題に対する関心と理解を深める場として多くの成果をあげてきました。また、同和問題のみならず障害のある人・在日外国人等にかかわる人権問題や、まちづくりと人権、進路保障、いじめ・不登校・仲間づくり等の課題についても分科会等を設けて取り組みをすすめ、それらの課題解決にも貢献してきました。

このように本大会をはじめとした同和教育の推進と約30年間にわたる同和对策事業により、同和問題は大きく解決の方向へ前進しました。

（2）同和問題の現状と課題

①同和問題の現状



「滋賀県人権施策推進計画」では、「同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭しきれず、同和問題（同和地区）への関わりを避けようとする意識が未だに残っており、住宅購入等における同和地区問い合わせ事件やインターネット等を悪用して、同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、個人・団体を誹謗中傷するなどの悪質な事象が発生しています。このため、効果的な教育・啓発活動を、国、県、市町、関係機関・団体など、多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります」と明記しています。

今日、ネット上では部落差別・偏見情報があふれており、「全国部落調査」や「同和地区精密調査報告書」がネットに流されたり「壬申戸籍」がネットオークションに「部落地名総鑑」原本復刻版がネット上のフリーマーケットに出品されたりするなど悪質なものも存在します。

また、戸籍等が不正取得され興信所に販売されたり、不動産取引に関わって、住宅販売会社はその土地が同和地区かどうかをチェックする資料を作成したりするなど、不動産取引に関わる土地差別事件も発生しています。

採用選考においては、県内でも新規高校卒業者の就職試験において、本人に責任のない事項や身元調査につながる「家族構成」「家族の職業」「住所」「本籍地・出生地」などを質問する事例がなかなか無くならない現状があります。

(公財)滋賀県人権センターの「高等学校等における進路(進学・就労)状況調査報告書」によると、2017年度の全日制高校を卒業した生徒の大学進学率(大学・短期大学)は、全体の56.1%に対して同和地区生徒は33.8%となっており、今なお格差があります。

※同和地区生徒：同和問題の早期解決のため、地域総合センター等との日常の連携のなかで把握しうる地域総合センター等の利用対象地域内における生徒

また、(公社)滋賀県人権教育研究会の「2018年3月中学校卒業者の進路実態に関する調査」によると、校区に地域総合センターがある中学校のうち、対象生徒(上記の同和地区生徒、及び被差別部落出身としての悩みを相談した生徒)が在籍する中学校では、一人ひとりの進路を保障する上で、家庭の経済基盤、基礎学力、基本的生活習慣に課題があると感じている割合が高いことが示されています。こうした課題の解決と子どもたちの仲間づくりの拠点である地域総合センターが閉鎖されたり、機能の転換が図られたりする状況があり、子どもがおかれている実態がつかみにくくなっています。私たちは、格差社会が子どもたちにどのような生きづらさを与えているのか、一人ひとりの子どもに関わりながらいねいに実態をつかむ必要があります。県内の地域総合センターの役割を再認識するとともに、学校教育と社会教育が連携しながら、子どもの教育・就労にかかわる取り組みを地域ぐるみでより一層すすめていくことが求められています。

②今日的な課題への対応



こうしたことから、これまでの取り組みの成果をふまえつつ、同和問題の今日的な課題について、現状把握を正確にする必要があります。また、偏見や差別をはじめとする人権問題はそれぞれが単独で存在するのではなく、相互に複合的に関連しあって存在しています。女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、患者等の個別の人権問題についても現状把握をすすめ、それぞれの人権問題の要因・背景を明らかにするとともに、その関連性についても明らかにしていくことが求められます。

同和問題を解決するために教育・啓発の果たす役割は依然として大きいものがあります。地域の実態と課題をみすえ、今後も保育・学校教育と社会教育の両分野はもとより、県内のさまざまな取り組みとも連携してすすめていかねばなりません。

(3) 人権教育・人権啓発としての深まりと広がり



①同和教育の理念に学ぶ

同和教育は、1950年代に、「今日も机にあの子がいない」の言葉に象徴されるような子どもたちの長期欠席や不就学の課題に取り組む中で始まりました。学校に来られない子どもたちの家庭を訪問することで、教職員は、課題が被差別部落に集中していることに気づき、く

らしの実態や差別解消への熱い思いに学ぶことを通して、子どもたちや保護者の願いに応える教育実践を模索してきたのです。

そこには、長期欠席や不就学を子どもの責任、保護者の無理解ととらえていた教職員の意識の変容が見られます。そうした教育実践の積みあげにより、部落問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の実践的態度を育成することをめざして、同和教育を学校教育の全領域に位置づけてきました。また、被差別部落の子どもたちの学力向上と進路保障の取り組みにより、高校への進学者が増加するなど、着実に成果をあげてきました。保護者・住民の願いと行政の取り組みによって、保育所・幼稚園・児童館・教育集会所の設置が各地域で実現してきました。そして、地域と保・幼・小・中さらには高校等との連携も図られるようになってきました。

同和教育の理念と実践は、日本における人権教育の先進的な取り組みであり、世界に発信しうる私たちの財産です。同和教育は、同和問題の解決という「個別的な視点からのアプローチ」により、あらゆる差別の解決につなげていく手法を発展させてきました。そして、教育の機会均等・豊かな未来の保障・生活に根ざした教育内容の創造をすすめ、教育条件の整備に取り組んできました。現状把握と要因・背景を明らかにしてきた同和教育の理念に学び、同和問題以外の人権問題についても、現状を把握することが大切です。

②さまざまな人権問題

女性の人権については、個人の意識や行動、社会の習慣や慣行には差別や偏見が存在し、性別役割分担意識による不利益・不平等、身体的・性的・精神的な暴力を生み出し、かつ女性の社会参画を大きく制約しています。ドメスティックバイオレンス（DV）は、それを目にする子どもに対する影響も大きく、児童虐待との関連も指摘されています。

障害者の人権については、2011年8月に障害者基本法が改正されました。その16条（教育）に「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ（後文略）」とあり、「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とあります。2013年6月には、「障害者差別解消法」が成立し、2016年4月に施行されました。その目的は、障害の有無によって隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現です。

外国人の人権については、国籍や民族の異なる人々の文化的差異に対する理解不足から、差別や偏見が存在します。1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正によって、県内においても南米日系人を中心にその数は急激に増加しました。しかし、2008年秋からの経済危機により多くの外国人が離職を余儀なくされ、再就職を断念して帰国する人々もいたことから、2009年以降、県内の外国人人口は減少傾向にあります。しかしながら、外国人を取り巻く環境はさらに複雑かつ多様化してきており、子どもたちの生活にもさまざまな影響を及ぼしています。現在、行政や民間団体が様々なセーフティネットの取り組みをしていますが、厳しい状況はなお続いています。また、2019年4月、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されました。今後、外国人労働者の増加が予想されます。その子どもたちがアイデンティティを確立できるように、多様性が尊重される保育・教育をすすめていくこと―「幼児教育・保育の無償化」の権利保障を含めて―が大きな課題になります。さらに、歴史的経緯からやむを得ず在住しなければならなくなった韓国・朝鮮などの人々に対する差別や偏見は依然として残っています。それに対して、2016年6月に、「ヘイトスピーチ対策法」が施行されたことで、不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進するための力となっています。

また、職場における人権問題にも注目しなければなりません。これまでの終身雇用が崩れ、雇用形態が変化する中、職場での人間関係は複雑化していると考えられます。セクハラやパワハラなどのハラスメント（嫌がらせ）やいじめ、差別によって退職せざるを得な

いケースも見られ、労働者の権利が守られない不安定な社会であると言えます。こうした現状を社会問題として捉え、人権が保障される職場環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、いじめや暴力、児童虐待などの問題、LGBTなど性的少数者を取りまく問題、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を悪用した人権侵害も多発しています。今後は、このような現状をふまえ、課題を明らかにするとともに、さらなる人権教育の推進に向けて積極的に取り組むことが求められています。

③個別的な視点と普遍的な視点

こうした状況をふまえ、同和問題とあわせて、個々の人権問題の現状や課題を把握し、その背景にある生活を深くとらえた実践と論議をすすめ、個々の課題と共通の課題など差別を温存する構造を明らかにしていくことが大切です。

人権教育・人権啓発においては、個々の具体的な人権課題に即した「個別的な視点からのアプローチ」により、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法と、法の下での平等・個人の尊厳といった「普遍的な視点からのアプローチ」により、それぞれの人権問題の解決につなげていく手法の両者を関連させながら推進していくことが求められています。

私たちは、本研究大会において、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、人権確立を求めた国際的潮流に学びながら、同和教育の成果と課題をふまえ、より豊かな精神・感性や社会認識を育み、人権文化に満たされた社会を創造するための実践と論議の深化をさらにすすめます。

3. 確かな人権教育の創造をめざして

(1) 保育・学校教育分野



①子どもを取りまく状況

今日、子どもたちを取りまく状況はますます混迷を深めています。格差社会が広がり、人間関係の希薄化もすすんでいます。これまで育ちの基礎を支えてきた生活や自然・社会での体験は、その環境や機会そのものが十分ではなくなっています。その結果、豊かな感性や表現力、他者との共感や協調性などが子どもたちの中に育ちにくい状況にあります。子どもたちの中には、将来の展望が描けず、他者とのつながりをもてないまま、自己の存在の確かさを実感できなくなっている状況が見られます。生活様式の変化や価値観の多様化に伴い、子どもの遊びが変化し、体を使って遊ぶことや群れて遊ぶことが少なくなり、遊びの対象が電子ゲーム機器であったり、コミュニケーションがメール、SNS等を介した間接的なものであったりしています。そして、常に携帯電話等を手元に置かなければ不安になるなど、依存の状態に置かれているという問題が生じています。使い方によっては、危険な出会いや交遊によるトラブルに巻き込まれたり、書き込みによる誹謗中傷、陰湿ないじめや排除によって傷つけられたり、他者を傷つけたりするなど、事件に発展するケースもあります。

また、被差別の立場に追いやられることによって自分の夢や将来に不安を感じている子どもたちや、きびしい経済状況による倒産や失業、あるいは家庭環境に起因して安心して学習できなくなったり、不安定な雇用状況に追いやられたりしていく子どもたちの姿もみられます。

いじめに関しては、大きな社会問題となっています。2013年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。現在は、県および各学校において「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止にむけて取り組みをすすめています。いじめは、どんな理由があろうと許されることではありません。いじめられている人に寄り添い、守り抜こうとする強い意志

をすべての人がもつことが重要です。

いじめなどの問題行動を解決するには、子どもたち一人ひとりの背景に迫り、子どもたちの変容を促す具体的な取り組みを交流し、実践を広げることが必要です。さらに、同和教育や人権教育においてこれまで大切にしてきた一人ひとりを大切にする仲間づくり、特にしんどい状況に置かれている子どもを中心にすえた仲間づくりを通して、いじめを許さない文化や風土を醸成していかなければなりません。

近年、体罰も大きな社会問題となっています。体罰は子どもへの暴力であり人権侵害です。さらに、体罰を見ている子どもの心をも傷つけます。

これらの問題は子どもだけの問題ではありません。教職員はもとより、すべての人が自らの問題として真摯に向き合い、一人ひとりの人権が大切にされているのか、特に社会的に弱い立場にある人の人権が大切にされているのか、具体的な取り組みをすすめていくことが大切だと考えます。

②取り組みの方向

「人権教育のための世界プログラム」では、人権教育を「知識およびスキルの伝達ならびに態度の形成を通じて普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育、研修および広報」と定義しています。また、世界プログラムの目的として、「既存の人権教育プログラムを評価および支援し、成功している実践に注目するとともに、成功している実践を継続および拡大し、かつ新たな実践を発展させるための刺激を提供すること」等をあげています。日本の人権教育である同和教育の実践を再構築し、すべての保育・教育活動に位置づけ、推進していくことが大切です。

つまり、確かな人権教育の創造をめざすとき、これまで同和教育が大切にしてきた、子どもの姿や保護者・地域の願いから出発し、その現実を深くとらえるなかから保育・教育課題を明らかにし（「差別の現実から深く学ぶ」）、しんどさを背負った子どもを集団の核にすえながら仲間づくりをすすめる取り組みが大切です。また、子どもたちの進路を阻んでいるものを明らかにし、進路保障の道筋や機会を保障する条件整備や、各校園所の連携した取り組みを一層すすめることが重要です。

混迷する社会に流されることなく、子どもたちがかけがえのない自己と他者の人権とともに尊重しあうことが大切です。そして、差別・不合理・人権侵害を見抜き、課題を解決していく力を身につけられるよう取り組むことが重要です。また、被差別部落の子どもたちをはじめとして、在日外国人の子どもたちや障害のある子どもたち等、さまざまな立場の子どもたちの進路に関する現状と課題を明らかにし、各校園所や保護者・地域との連携を重視しながら、一人ひとりの課題解決に向けた取り組みの一層の充実をはかることが必要です。保育士・教職員自身が、自らの人権感覚や人権意識をたえず問い直し自己変革するとともに、『子どもの権利条約』の理念を日々の生活のなかで具体的に実践していかなければなりません。

これらをふまえ、人権教育では取り組みの方向として以下のことが重要と考えます。

- ア あらゆる差別の解消を自らの課題として受けとめようとする感性を育てること。
- イ 科学的な歴史認識や社会認識をとおして確かな認識を培うこと。
- ウ 単なる知識や過去の問題として学ぶのではなく、くらしのあらゆる場面で差別を見抜き、差別をなくすために行動する力を育むこと。
- エ 人との出会いをとおして、つながりあえる仲間をつくる力を育てること。

(2) 社会教育分野

① 県民意識調査から見える状況



2016年度に実施した「人権に関する県民意識調査」において、「今の滋賀県は人権が尊重される社会になっていると思うか」を聞いたところ、55.4%（前回は42.0%）の人が肯定的な評価をし、これまでの人権に関する取り組みや啓発が徐々に浸透してきているものと考えられます。

しかし、「住宅を選ぶ際に忌避する条件について」では、「近隣に同和地区がある」に対して、「避けると思う」が13.8%、「どちらかといえば避けると思う」が32.8%と依然として同和地区を避ける意識が見られるなど、同和問題が必ずしも県民一人ひとりのものになりきっていない状況が見られます。また、「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」「近隣に外国人住民が多く住んでいる」「近くに精神科病院や障害者施設がある」に対しても、忌避意識が見られる結果となっています。

同和問題の考え方のうち、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方（「寝た子を起こすな論」）についてたずねたところ、「そう思わない。（「どちらかといえばそう思わない」も含む）」と答えた人の割合は45.0%、「そう思う（「どちらかといえばそう思う」も含む）」と答えた人の割合は42.2%となっています。正しい理解がないまま、同和問題についての間違っただけの情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することにもなることから、「寝た子を起こすな論」は誤った考え方であり、正しく学ぶことが大切であると言えます。

また、人権が尊重される社会の実現に向けての思いに関して、「自分も実現に向けて努力したい」という人は39.4%で、前回調査時より7.8ポイント減少し、「なりゆきにまかせる」という人と「特に考えていない」という人は合わせて49.3%で、増加しています。

さらに、人権問題に対するさまざまな差別や偏見も存在しており、人権尊重の意識が必ずしも定着しているとはいえない状況にあります。

② 取り組みの方向

県民に対する差別意識や忌避意識の解消に向けた教育・啓発は、一定の成果はありますが、決して十分であるとは言えません。同和教育の現実と実践を継続および拡充させることが大切です。

本県ではこれまで、県・市町人権教育推進協議会等や社会教育関係団体等をはじめとして県民ぐるみですすめられてきました。

県・県教育委員会が2018年度に実施した調査によると、自治会単位の地区別懇談会等では、55,188人が参加し、また、企業・事業所内における同和問題研修では、241,810人（6月3日現在）が参加しているという結果が出ています。しかし、差別事象の発生や就労、結婚などにおいて基本的人権が侵害される問題が依然として見られる背景を今後もしっかり見ていく必要があります。

地域においては、啓発活動の内容や方法面で工夫・改善に努め、あらゆる人々への働きかけを行うとともに、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、自らが体験し自分自身の問題として実感できるように魅力ある学習の場を工夫することにより、住民の関心や要求に応えることが必要です。また、差別意識や忌避意識の解消に向けた正しい認識を培っていくうえでの妨げとなったり、差別を温存・助長していたりする因習や慣習にこだわる生活意識を払拭することが必要といえます。

また、社会教育関係団体、NPO等においては、メンバーの一人ひとりが大切にされ、みんなの意見が尊重されるとともに、会が協力して運営されるなど、活動の原点に、自主的、民主的な組織があることや、活動の中心理念が「人権尊重」と「民主主義」の精神で貫かれていることを確認する必要があります。

これらをふまえ、今後の取り組みの方向として以下のことが重要と考えます。

- ア 人権問題についての正しい理解・認識、とりわけ同和問題の現状と今日的な課題および課題解決のための見通しについて、理解が深められるように啓発をすすめるとともに、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育の推進をはかること。
- イ 人権問題の解決を、民主的なまちづくりのなかに位置づけ、住民共通の課題とし、差別につながる因習・慣習や誤った意識の克服をはかりながら、人権尊重の精神を生活に具現し、住みよいコミュニティの実現をはかる等、生涯学習の観点からの取り組みをすすめること。
- ウ 地域や団体等におけるリーダーの育成に努め、適切な啓発の機会が確保されるとともに、人権学習に必要な教材や情報の提供に努めること。
- エ 地域総合センター等における社会教育活動の推進に努め、地域連帯意識の高揚をはかるとともに、地域住民と共通の目的をもって課題の解決をはかること。

4. 第63回滋賀県人権教育研究大会（栗東大会）に寄せて

(1) 第61回野洲大会から栗東大会へ

第61回大会（野洲大会）の全体会感想・分科会感想、総括会議および「分科会状況報告書」の意見をもとにまとめた、《大会で定着してきたことと、学びあえた成果を次年度以降の大会にも引き継いでいくこと》と、《次年度以降の大会においても分科会論議のポイントとして位置づけていくこと》《分科会論議をもとに、各校園所や団体の日常の取り組みとして力を入れていくこと》は、次のとおりです。

① 大会で定着してきたことと、学びあえた成果を次年度以降の大会にも引き継いでいくこと

- ア 司会、研究協力の役割をゆるやかなものとし、分科会討議協力者として運営していく。
- イ 事前に設定した「報告をつなぐキーワード」をもとに、参加者同士が自分自身の経験を出し合い、学び合う。
- ウ 進路保障を念頭に置き、将来を見すえ「どんな力を育てるのか」「学力とは何なのか」について議論をする。
- エ 各校種、学校教育関係者と社会教育関係者が互いに交流し、人権課題解決のためのネットワークを構築する。

② 次年度以降の大会においても分科会論議のポイントとして位置づけていくこと

- ア 子どもや保護者が感じている困り感、生きにくさやその社会背景、また地域の思いを知るところから取り組みはスタートする。わたしたちはそれを受け止め、そこから学ぶことができているか。
- イ 学校園所や社会の中で、当たり前につかっている言葉の本質を問う。例えば、「自立」とはどのような姿を指すのか、「よいところを認める」の「よさ」とはだれの評価なのか。さらに「支援する」「発達保障」など。また「男子だから」「女子だから」といった言葉でひとくくりにした見方・とらえ方をしていないか等についても立ち止まって考える。
- ウ 取り組みの交流に終わらず、取り組む中で自分が学んだこと等を出し合い、「わたしの生き方を問う」ところまで深めていく。

エ 個別の人権課題の現状を踏まえ、課題解決に向けた具体的な取り組みを議論する。

③ 分科会論議をもとに、各校園所や団体の日常の取り組みとして力を入れていくこと

ア 「つながり」や「仲間づくり」の基盤として、学級や職場等で本音が言えたり、自己開示できる関係性をつくる。

イ 「部落差別解消推進法」「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」「外国人児童生徒に関する指導指針」などについての研修を深め、課題解決のための具体的な取り組みに広げる。

ウ 教育課題や生活課題を確かにとらえ、それらと向き合い、解決するための具体的な取り組みをすすめる。

(2) 第70回全国人権・同和教育研究大会（滋賀大会・第62回大会）から栗東大会へ

滋賀県実行委員会の「拡大常任委員会」、滋人教「拡大正副部長研修会」および滋人教代表委員研修会で出された意見、また大会での報告者、実践報告協力者の感想をもとに、次年度以降の県大会等に継承発展させていくことは、次のとおりです。

① 大会で学びあえた成果を次年度以降の大会にも引き継いでいくこと

ア. 「実践報告で大切にしたいこと3点」を再度確認・共有するとともに、地域研究会ごとに報告レポートの焦点化を図る。

イ. 8月に開催する「報告者と滋人教研究部との合同研修会」で、報告で伝えたいことを焦点化する。

ウ. 事前の「打ち合わせ会議」をとおして、分科会討議協力者の役割をさらに明確にするとともに、参加者それぞれの生き方を問い、参加してよかったと思える分科会討議を目指す。

エ. 滋賀の人権文化を共有し、再認識する機会として、今回の展示と交流の取り組みをつなぐ。

② 今大会で得た内容や人権教育推進のシステムを次年度以降も引き継いでいくこと

ア. 全人教三重大会以降も、大会に滋賀から多くの参加と実践報告ができるようにする。

イ. 滋人教から各地域研究会に向けて全人教に関わる情報を広く発信していく。

ウ. 今大会のオープニング、地元特別報告、特別分科会での発信を、県内に還元する機会をつくる。

人権教育の取り組みは公教育の柱でもあります。今大会での学びをこれから部落問題学習をすすめる契機としながら、あらゆる差別をなくし、だれもが安心できる社会を実現をめざします。

(3) 大会で大切にしたいこと

大会開催にあたり、主催者（滋賀県教育委員会・公益社団法人滋賀県人権教育研究会・栗東大会現地実行委員会）で大会の意義を再確認しました。

- 人権問題の解決と、すべての人々の人権が尊重される社会の確立のために、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する」という主題を具体的に学び合う場とする。
- 人権問題の解決に向けて取り組みの深化をめざすために、参加者が取り組みの現状や思いを出し合い、成果と課題を明らかにするとともに、展望を与え合う場とする。
- 参加者同士の出会いをとおして、人権教育と啓発をすすめるネットワークづくりを推進し、人権文化に満たされた社会づくりに貢献する。

現地実行委員会の大会テーマは「差別を『しない』から 差別を『なくす』確実な一歩を」です。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のためには、「自分は差別をしていない」といった傍観者意識から脱却し、「差別をなくす主体者」として取り組むことが大切です。これまで現地が大切にしてきた差別をなくす主体者としての生き方を育む取り組みを、本大会につないでいきたいという姿勢を表しています。

また、「就学前教育・学校教育・社会教育・企業・行政が連携して、人と人とのつながりを広げ、一人ひとりの人権が尊重された誰もが安心して過ごせる社会づくりをすすめたい。」という現地の思いが込められています。

これらのことを大切にしながら、第61回滋賀県人権教育研究大会（野洲大会）、そして、第70回全国人権・同和教育研究大会（滋賀大会）の成果と課題をふまえ、再度大会の意義を確認し、くらしの中の「事実」を見つめ、それをもとに差別をなくすために真摯に学び合う大会にしたいと考えています。